

特別支援教育の現状と 目指すべき方向性

知的障害を伴わない発達障害を中心に

山岡 修

(日本発達障害ネットワーク・副代表)

(全国LD親の会・副会長)

1. 特別支援教育が目指すものとは

特別支援教育が目指すものとは？

- LD、ADHD、高機能自閉症等を対象に加える

障害や困難を持つ全ての子ども達に対して

- 一人一人のニーズに合わせた支援を行う

- 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行う



目標=自立・社会参加

1. 特別支援教育が目指すものとは

- 日本中のどこにいても
- LD・ADHD・高機能自閉症等のある子ども達も含め
- 障害や困難のある全ての子ども達に対し
- 将来の就労・自立を一つの目標とし
- 乳幼児期から学校卒業後までの
- 一人一人のニーズに合わせた
- 計画的かつ一貫性のある支援を行う

シンプルだが、極めて高い目標

特殊教育から特別支援教育への転換の課題

◆ 2003年4月～ 特別支援教育**体制整備**事業により、全国の小中学校で、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名が完了。

形は
出来た

◆ 2006年4月（学校教育法施行規則第73条の21）
「LD」「ADHD」が**通級**による指導の対象となった。

箱は
出来た

◆ 2007年4月（学校教育法、第81条）
通常の小・中学校等において、教育上特別のニーズを持つ児童、生徒に対し、支援を行うことが規定された。

枠は
出来た

特殊教育から特別支援教育への転換の課題

これで、特別支援教育が「完成」ではない



ようやく枠組みができた第一ステージの段階。



ここで、変革の動きを止めてはいけない

I 幼、小、中、高等学校における特別支援教育の推進体制の整備について

- 通級による指導を利用できている児童・生徒は僅か
- 通級による指導を利用している児童・生徒でも、大半の時間は通常の学級で過ごしている。

特別支援教育の次の課題①

通常の学級における支援を、実効性のあるものにし、定着させていくか

I 通常の学級における支援体制の整備

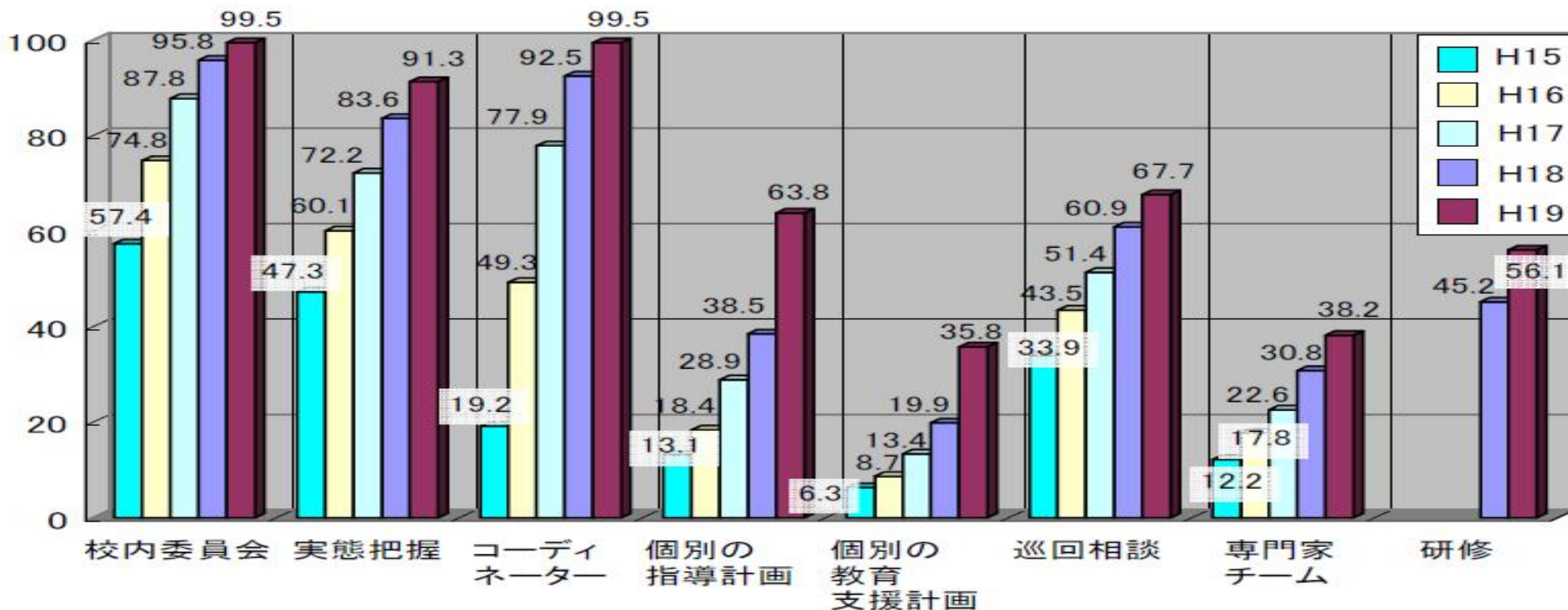
【現状の問題点】

- 通常学級担当教員の理解度、知識・経験の不足
- 通常学級担当教員の認識の不足、多忙
- 校長をはじめとする管理職の理解不足、取組姿勢
- 校内体制の未整備、地域支援体制の未整備
- 保護者の障害認知不足、障害受容の度合
- 障害(発達障害含む)に対する、社会的理解の不足
 周囲の子ども、周囲の保護者

特別支援教育体制の整備状況

文部科学省 平成19年度特別支援教育体制整備状況調査より（調査基準日：平成19年9月1日）

①公立小中計・項目別実施率－全国集計グラフ（平成15～19年度）



形は整いつつあるが、実効性がこれからの課題

特別支援教育体制の整備状況

LD親の会のアンケート結果 (大阪LD親の会「おたふく会」の調査)

◆ 2006年 (設置率:2005/9調査)

設置率	92.2%	71.0%
	校内委員会 がありますか?	特別支援教育 コーディネーターは いますか?
はい	12.8%	14.7%
いいえ	37.6%	56.0%
知らない	49.5%	29.4%

◆ 2008年 (設置率: 2007/9調査)

設置率	100.0%	100.0%
	校内委員 会がありますか?	特別支援教育 コーディネーターは いますか?
はい	28.0%	51.9%
いいえ	19.7%	17.3%
知らない	52.3%	30.8%

ありますか?

役立っていますか?

2002年
未設置

2007年
全学校設置

20XX年
認知度100%

20XX年
有効性100%

実効性を高
めていくこ
とが課題

1. 通常の学級における支援体制の整備 特別支援教育への提言①

1. 教員養成時に特別支援教育を必須とする
2. 校内研修、教職員研修の拡充、管理職研修
3. 校内のチーム支援体制の確立
校内委員会、支援会議等の活用
特別支援教育コーディネーターの専任化
4. 教育センター、特別支援学校等による、地域における教員支援体制の確立

1. 通常の学級における支援体制の整備 特別支援教育への提言①

5. 通常学級担当教員に対する支援体制の整備

教育委による巡回指導、電話相談

SOSに対する出張支援、

指導ノウハウの提供(教材・教具データベース etc.)

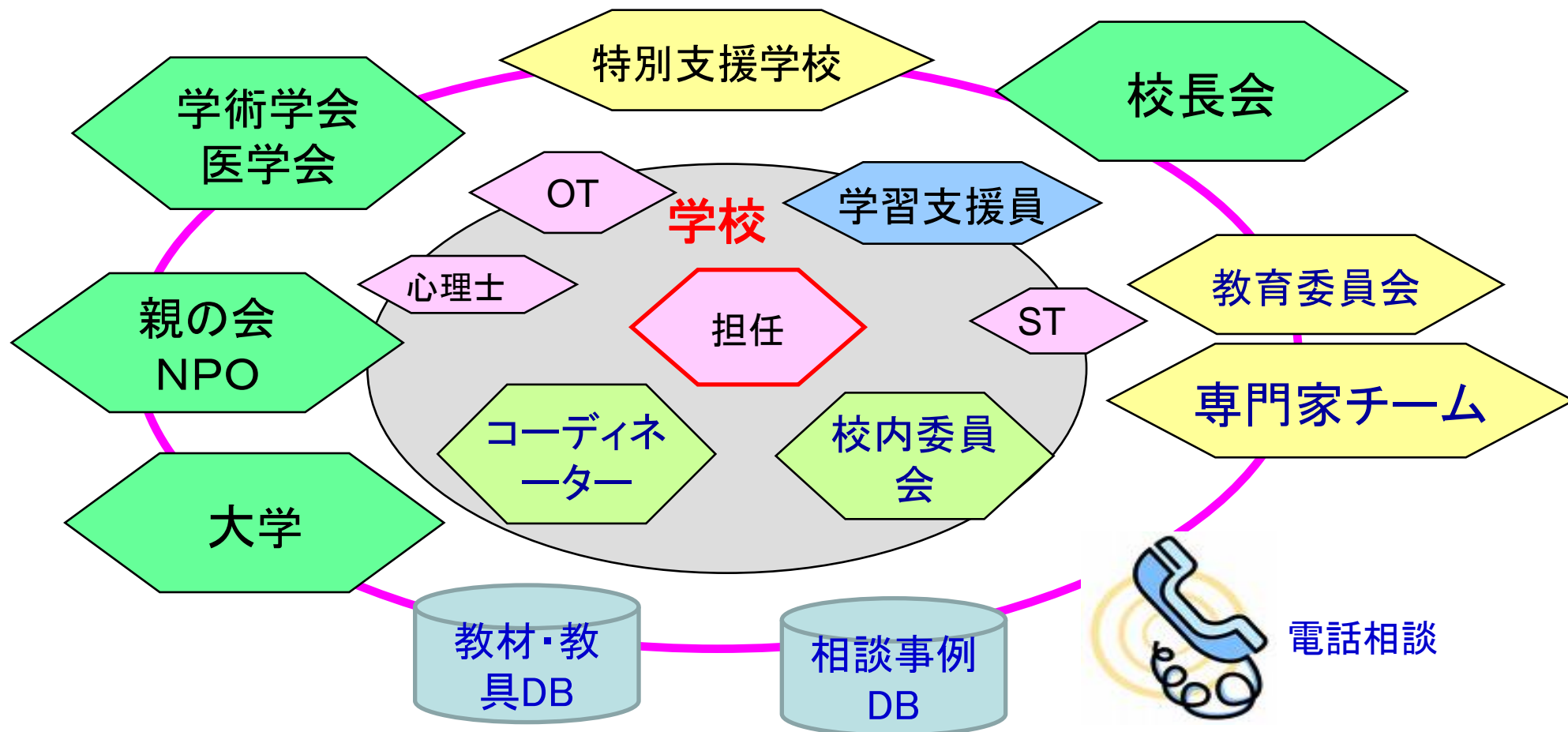
6. 校外の人材の活用

支援員・学習支援員等の育成・活用

教員以外の専門職の活用(心理、OT、PT、ST)

通常学級の担任教員の方々が、無理をしなくても、きちんと対応できるような、体制・システムの構築が必要である。

1. 通常の学級における支援体制の整備



Ⅱ 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援

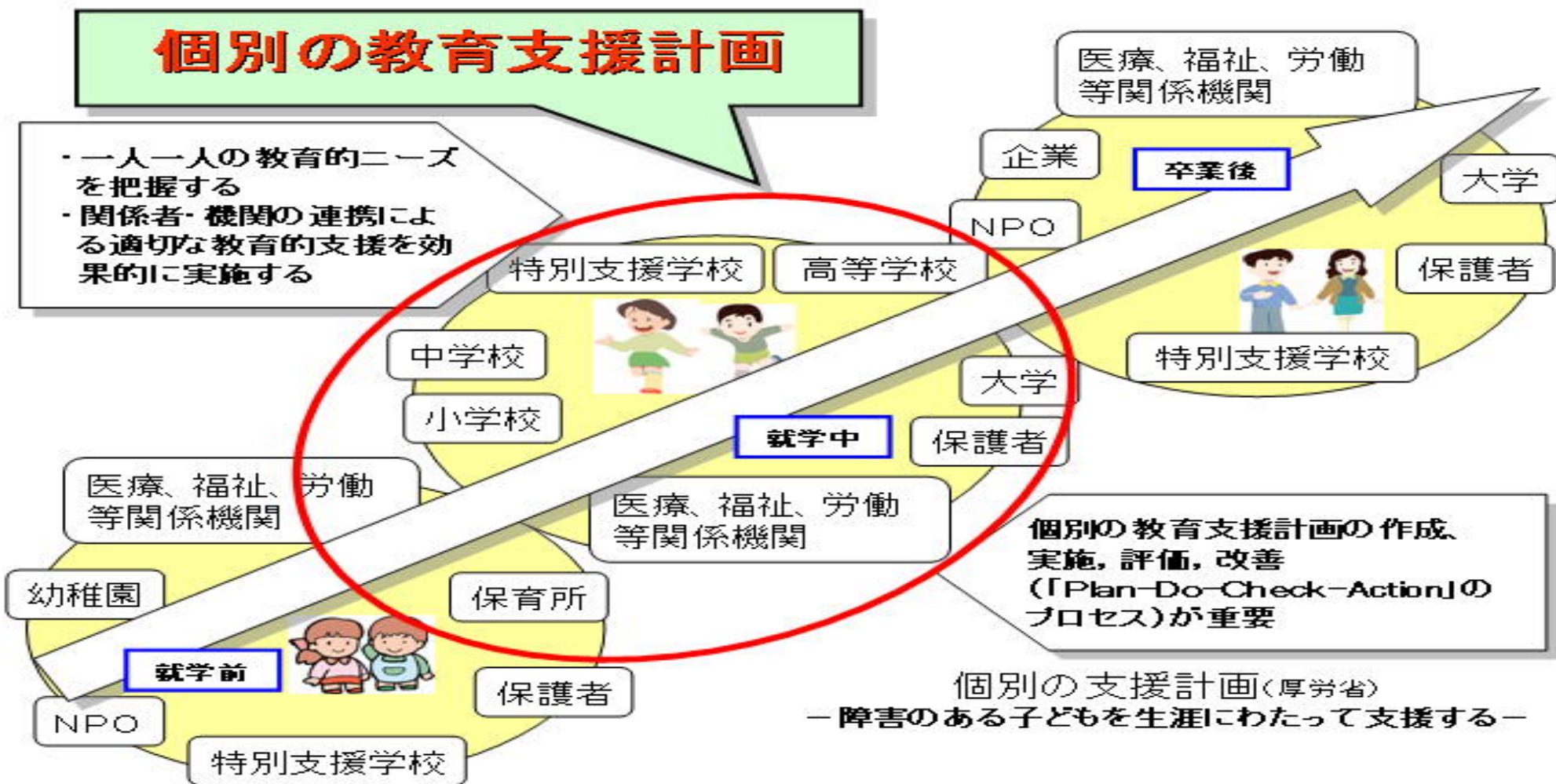
【現状の問題点】

- 子ども一人ひとりのニーズに応じた支援が不十分
- 校内におけるチーム支援が機能していない
- 幼稚園－小学校、小－中、学年間の引き継ぎが不十分
- 地域における、教育・福祉・医療・労働等の各分野間の連携が不十分
- ライフステージに応じた一貫性のある支援が不十分
- 教育・福祉分野で、Plan-Do-Seeが定着していない

Ⅱ 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援

個別の教育支援計画

- 一人一人の教育的ニーズを把握する
- 関係者・機関の連携による適切な教育的支援を効果的に実施する



個別の支援計画(厚労省)
 - 障害のある子どもを生涯にわたって支援する -

Ⅱ 乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援 特別支援教育への提言②

1. 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を法律で義務づける
児童福祉法、学校教育法
2. 特別支援教育に、Plan-Do-Seeのサイクルを定着させる。
3. 将来的には、計画策定と評価は、担当教員以外が行う。

一人ひとりのニーズ合わせた支援、地域における連携を確実なものにするためには「個別の支援計画」の義務化が必要

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について

1. 就学指導

【現状の問題点】

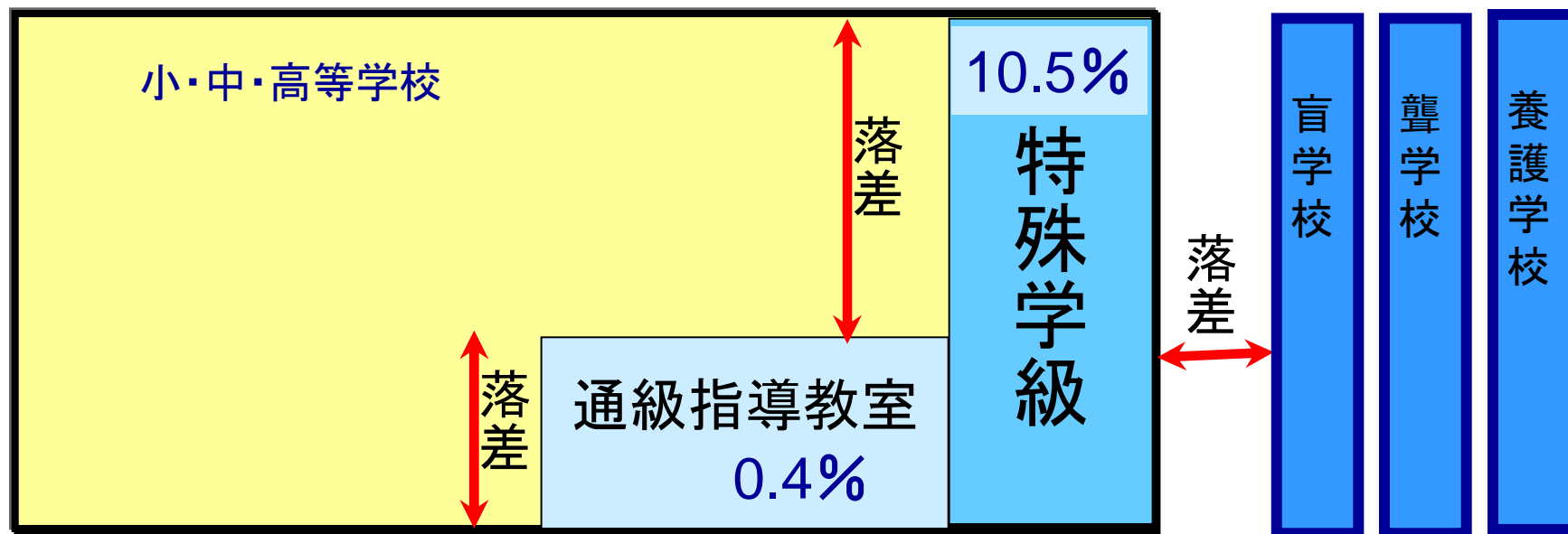
- ◆ **制度の落差**：「通常の学級」「特別支援学級」「特別支援学校」という「落差の大きな制度」の中から選択を強いられる
- ◆ **硬直性**：「通常の学級」→「特別支援学級」→「特別支援学校」の移籍は、一方向しかないという硬直性がある。
(元に戻ることが想定されていない)
- ◆ **一発振分方式**：「就学時」の6歳秋の一時点で、全てを一発で決めてしまう

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について

【従来の制度】

2.00% (217千人) が対象

(2007/5現在)

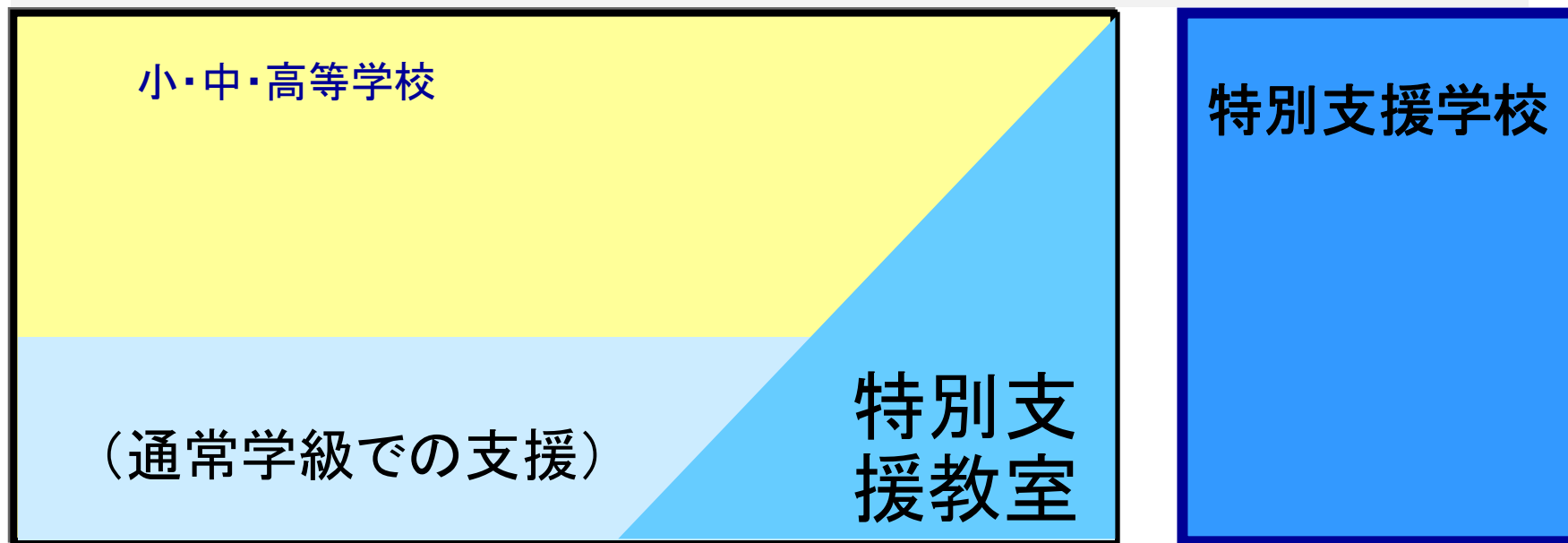


「落差のある制度」に、子ども達がどちらかを選択し、合わせなくてはならない制度

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について

【特別支援教育が目指すべき制度】

2%の特殊教育から、10%の特別支援教育へ



これからの特別支援教育は、子ども達のニーズに合わせてられるような柔軟性・連続性のある制度にすべき

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について

【あるべき姿】

- ◆ **制度の落差**：「**連続性**」のある制度にすべき
- ◆ **硬直性**：子どもの成長やニーズに合わせて、必要な教育的な支援を提供（選択）でき、行き来ができる、**柔軟性**のある仕組みにすべき
- ◆ **一発振分方式**：「就学時に限定した措置」という考え方を止め、「ケアマネジメント」のように、**都度最適の場を決定（選択）**できる制度にしていくべき

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について 特別支援教育への提言③-1

- ◆ 特別支援教室構想の実現等により、**連続性のある体制**に転換する。
- ◆ 連続性のある制度の下で、双方向で、出入りができるよう**柔軟に運用**する。
- ◆ 「個別の支援計画」、「個別の教育支援計画」に基づいて、個々の子どものニーズに合わせて、最適の支援の場を**節目**
節目の時期に都度決定(選択)していく。
→就学指導は、節目の一つにすぎなくなる

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について

2. インクルージョン

【国連の障害者の権利条約の批准に向けて】

第二十四条 教育(抜粋)

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、次のことを目的とするあらゆる段階における障害者を包容する教育制度及び生涯学習を確保する。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

(a) 障害者が障害を理由として教育制度一般から排除されないこと及び障害のある児童が障害を理由として無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。

(b) 障害者が、他の者と平等に、自己の生活する地域社会において、包容され、質が高く、かつ、無償の初等教育の機会及び中等教育の機会を与えられること。

(c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。

(d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を教育制度一般の下で受けること。

(e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられることを確保すること。

Ⅲ 障害のある児童生徒の就学について 特別支援教育への提言④

【国連の障害者の権利条約の批准に向けて】

◆インクルージョンの方向性

在籍は全員地元の学校とし、必要に応じて、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校などの特別な場で教育を受けることができる制度の構築を目指すべき

- 「障害がある子どもも、全ての子どもが地元の学校で学ぶべき」という、フルインクルージョンは、理想論としてあるが、子どもの将来の自立や社会参加を目指すためには非現実的。
- 発達障害も含め、障害のある子ども達に対しては、「特別な場における教育的な支援」が不可欠である。
- 「特別な場における教育的な支援」について、極力制約の少ない、柔軟性のある制度・仕組みを構築すべき。

障害のある子どもの発達支援を最優先に考えて、実効性、合理性の高い制度の構築を図っていくことが必要

IV その他 —全国的なサービス・レベルの向上

【現状の問題点】

1. 地方分権、一般財源化
2. 地域間に許容範囲を超える格差が生じている



【あるべき姿】

1. 国民は等しく教育を受ける権利を有している
2. 全国のどこに住んでいても、最低限の支援サービスが受けられるようにすべき

IV その他 —全国的なサービス・レベルの向上 特別支援教育への提言⑤

1. 国は、サービス・レベルについて、ミニマム・スタンダードを示したガイドラインを策定する。
2. 国は、ガイドラインの実施に必要な、制度・仕組みの構築、教員養成等の必要な措置を講じる。
3. 国は、ガイドラインが示す基準の実施について、財政的に保障する。

特別支援教育の実現・定着、サービス・レベルの向上は、国の責任において、行うべきである。

おわりに

子ども達が、ごく自然に「学ぶ喜び」、「克服する喜び」、「参加する喜び」を感じられる教育の実現

◆特別支援教育の理念、◆社会的理解、◆地域支援、

教員の方が、基本動作として、「一人ひとりのニーズに応じた教育」を実践できる仕組みの実現

◆教員の資質、◆校内のチーム支援体制、
◆地域ネットワーク、◆教員に対する支援システム、